

# 条約の本質とその法的性格……(3)

——ケース・スタディにみる最近の条約締結理論に関する一考察——

大 西 公 照

## 一 はしがき

## 二 署名と批准の法構造

## 三 条約締結能力と国家の権能

## 四 条約の履行

## 五 条約締結に関する憲法上の制約に関する理論

## 六 國際法上の無関連性の理論(国内法との)

## 七 國際法上の関連性の理論(国内法との)

## 八 むすび

## 一 はしがき

条約については、すでに一九七六年、条約の本質とその法的性格……(1)——ケース・スタディにみる統一法への展開より始まり、続いて二つの論文を発表し<sup>(2)</sup>、学会の批判を仰いだが、この論文もその一環をなすものであり、古くは、立、美

濃部論争に代表される国際法・憲法（国内法の上位法としての）の両者のいずれが優位であるかを論じたものから、現代では再び、またそれが欧米の学会を賑わし始め、その名の国内法との比較において International relevance（国際法上の関連性）と International irrelevance（国際法上の無関連性）間の論争や国際法・国内法単一論（monism）更に国際法・国内法併立論（dualism）等の論に衣がえし、再提出され華々しく学会誌を飾り始めたものと軌を一にし、「」の研究もそれらの論争に一枚加わったものである。

論説のたて方は、筆者の Alma Mater カーネギーミニア大の同僚、非常勤 Luzium Wildhaber 出との共同研究に負うものが多い点を付記しておく。

- (1) 大西公照 条約の本質とその法的性格…(1)——ケース スタディによる統一法への展開——  
高田源清博士編 武市都立商大学長 古稀論文（産学社）
- (2) (a) 大西公照 ケース スタディによりみたる外国裁判所の判決の承認執行と「仲裁判断」のより意味…(1) 大東文化大学紀要  
一六号
- (b) 大西公照 条約の本質とその法的性格…(2)——ケース スタディによる超多国間条約への展開——（法政論叢一六号）

## II 署名と批准の法構造

国家は、たゞ署名した条約を必ず批准しなければならないものなのであらうか。またその周辺の法的性格はどうなつているのか等々について論じる」とは容易なことではなく、欧米の学会でも今尚拳々語々の状態下にあると言ふ。

「ライアリーは、」の点について云ふれ、現代の国家の殆んどが民主国家であり、どうしても世論（public opinion）と相談する必要があるから、行政の長の代理として署名する全権大使の署名は、今一度いわゆる世論の代表とみなされる議会の審議を得なければならないとするのは、当然の帰結であり、その故にこそ現代の国際法が署名と批准の一一段構えの方

法をとらへるのだとし、更に一旦署名された条約は議会で自動的に承認されなくてはならぬのがどうかの点について触れ、単純に

「國家としてば、彼等政府自身の全権大使（plenipotentiaries）による署名された条約を議会で必ず批准しなければならぬ」という法的根拠や、ましてや道徳的義務なんぞは全然ありはしない。

この場合の拒否は、その簡単に行なつたまゝのとして、もしそれを行なつた場合でもただその場に厳肅な立場（serious step）を提供するに足らぬところだらうが、も知れぬ。<sup>(4)</sup>」

と述べてゐる。

然しこれはやの簡単なものではなし。

(3) Brierly, J. L., *The Law of Nations* (1983) p.320.

(4) Brierly, J. L., op. cit., pp.320-321.

### III 条約締結能力と国家の権能

歴史的発展段階説の立場よりみて、フランス革命（1789）やアメリカ革命（1776）以前の条約締結能力は、君主に彼の主権行為の出来事の一いつつに信託されていた。<sup>(5)</sup> ふねゆる以前とは、①古代社会、②封建社会、③絶対主義、④資本主義時代の三段階以前はむろん意味にあたる。<sup>(6)</sup>

この時代君主は「ふねゆる jus representationis omnimodae<sup>(7)</sup>（全法律分野代表権）（仮訳）の時代であつたといふべよ。

この國の首長が個人で条約を締結でなかつたまゝ、国王は政府に対し全権委任状（full powers）を伴なう全権大使（plenipotentiaries）を派遣するが、国王の権限を一部委譲するが、その権限の委譲の中には、全権大使に国王が委譲してい

る権限を超える場合を除き、一般に、その中にはそのあとのいろいろな手続きを経、結局署名して来た条約を批准する」との約束をも含まれてゐるゆのと解釈されていた。

然しながら、最近新しく出現していゝ憲法の中に、立法府が、署名する時に条約順守の義務として、仮定の国内法上の法的性格を負わせる前に、その承認を与えるべきことを義務づけていゝものがある。

その結果として、批准は自由裁量の (discretionary) ものとなつていていた君主、彼の任命した全権大使によつて署名されて来た条約を批准するという国家の首長の約束が、近代に至り全く批准する権利が留保されている全権委任状にとって代られる」とになる。今日では署名された条約を批准する義務はどうにも存在しないという考え方が各国共通に受容されてゐる。然も批准は遡及して (retroactivity) 運用されない。<sup>(8)</sup>

とにかく憲法至上主義 (constitutionalism) と権力の分立 (separation of powers) の結果として、従来の伝統的理論では法律を作らるゝとに関する限り、憲法上の規定と国際条約の履行 (performance) との二つ、両者を画然と区別して来てゐる。両者の問題には条約締結 (Treaty-making) に關するところがかかるべからず。臣や國權の代理委任機関が直接外交交渉 (negotiating) によって国際条約に署名して、国際的に国家を拘束し、更に国家機構の機関として国家の名称の下に条約締結へと進んでゐる。その意味で国際条約の締結に関するこれらの問題の双方とも、究極的には国際法がそれ等に答えるければならぬといふものである。国内法の上位法である憲法の問題にはならない。

然し国際法は共通して、国家機関や政府外交代表に対し、何が適當であるかとふへりゆを指示しない。この場合むしろ国家機構の機関や外交代表使節 (agents) が、拘束力を有する国際協定の締結に入るゝを決定する権限を国家に残しつゝ、国内法への付託 (renvoi)・移送の役目をするとみるのが妥当である。

問題は、かかる付託・移送が如何なる範囲内で存在するのだろうかと問へるとなる。ある国際条約が国内法を破つ

た場合、直ちに国際法上の拘束力を避けねば、無効に扱われる（voidable）ようになるのが、それとあることはまだそれ以上に国際法上の規制力を持つことがでか得るだらうかと悩むこととなる。

われをめた他の言葉でいえば、国内法上、より適切な要領を得た条件を備える為に、国際法からのみで、条約締結能力上どうして制限があるのかと悩む事となる。

この論題が論述すべきのは、ハリの国内法が容易に適用されるような規定がされたる条約締結に関する法的能力（competence）及びハリある程度の国際法の存在を前提としているのである。

ハリのハリ、Chailley 以外のおひゆるライター達によつて論じられてゐる。

ハリヤハリの如きは、国内法を排除する適切な機関の設置を提唱している。

……国家の法管轄権の概念にしたがえば法管轄権と訴訟手続とのルールを決定するのは国際法（人民間の法）ではなくハリヤハリ憲法である。ハリのハロワリーを受け容れるハリヤリ、一つの条約をしてこれが国際法上の效力をもつて考へるにはいかない。（仮説）

(.....que, selon la conviction juridique des Etats, ce n'est pas au droit des gens, mais au droit constitutionnel en tant que tel qu'il appartient de déterminer les règles de compétence et de procédure sans l'observation desquelles un traité ne pourra pas être considéré comme internationalement valide.)

然し、ハリ Chailley の見解は、究極的には国際法の存在の有無が故に支持できない。ハリの論題についハリは、数多くの反論が繰り返せられて來る事実<sup>(11)</sup>の如く、Chailley の命題を論破するに充分であるから考へられる。

ある國家が国際法の上に条約に対する相対的の節度を払ふ順序であるが、勿論それが条約の本旨も、当然現代の

国際法よりも、正確な手続を経た外交代表によつてか、外交交渉が成立しなかつたり署名したるものあつたり、また簡単にその場で署名せられたりするものがあつたりで特定ですか、要するといふ問題は条約が議会上の承認や行政府の副署の欠如、更にまた憲法違反的内容等で、物理的順守不能事実が、いつも易々と統発してゐるといふ現実を忘れてはなるまことふうことである。このことは、条約とは例えそれが国内憲法に矛盾するとして、国際的には拘束力を持つといふことを示唆してゐることになる。このことはその故に政府の外交機関とはそれ等国家の国際的発言委託機関だといふことにならう。

ただ此の論文で取り扱う主テーマは、あまり広い分野にわたらず、国際条約を締結せんがための国家機関の法的権能についてのみに搾りたいと想う。

この問題はすでに多くのテキスト ライター達によつて取り上げられているが、その中でも特に国際裁判所、聯盟の判例、外交上の事件、国民憲法、全権委任状、批准証書、国際条約、条約の法文化、政府発行文書の条約に関する基本原則（行政協定など）、更にトランハーメーン<sup>19</sup>の法理等々にも焦点をあてつゝ、その本質に迫つてゆく予定である。今回は紙面の制限上、その前部のみにとどめる。

またトランハーメーン<sup>20</sup>が、國家が国際的義務から逃避しようとして国内法の適用に訴えることが出来ないために、この際そのための条約の履行（performance）の基本となるルールがあるのかどうかをも一瞥し、更にまた同時に条約を締結するためには必要な何等かの背景をも追究してみたいと想つ。大体ある11回位で終える予定。

(5) Mirkin-Guetzvitch, B., Droit Constitutionnel International 95~110 (1933).

(6) ルーリク『1歩前進・1歩後退』Шаг вперед два шага назад, 1904.

スターク『ルーリク主義の基礎』ルート  
Об основах деннизма, 1924.

(1) Chailley, P., *La Nature Juridique des Traites Internationaux selon le Droit contemporain* 180-88 (1932).  
de Vischer, De La Conclusion des Traites Internationaux 229, 244 (1943).

(2) Harvard Research in International Law; Draft Convention on the Law of Treaties, with Comment 29, American J. of I. L., 653, 799-812 (1935 Supp).

(3) The Locus classicus  $\approx$  Canada  $\otimes$  墓碑  $\triangleright$  • タタニタのトーキ (1811年) である。

(4) Chailley, P., op. cit., 180.

(5) Tezner; Zur Lehre von der Giltigkeit der Staatsverträge, 20 Zeit. Priv. & Offentliche Recht Gegenwart.  
W., Die völkerrechtlichen wirkungen Verfassungswidriger Verträge 23 (1963).  
Geck, Vitta, La Validité des Traités Internationaux, 14 Biblio

## II 条約の履行

条約の履行は、譲り受けた義務を達成した統一意見がある。一方で、条約法リカーハーは、その成立から次のようないざぐれである。

「条約自身に別な方法で規定がない場合、國家は、締結された条約の義務の履行に関する、国内法上の如何なる規定及脱落、また政府機構の如何なる特殊事情 (special feature) もその憲法上のハベントマセ開拓する、その不履行を公出化するべき出来だ」<sup>(2)</sup>。(仮説)

たしかに、〔合意は拘束する (pacta sunt servanda)〕の原則が厳守するのではなく、国際関係の総括構造 (the whole structure) といふの上での存在の上に成る所以である。即ち、この原則は、国家の外的関係や分離の結果として国家がその外的関係で分離されない単体を形成してしまふの間でもある。即ち、いわば全般的主権概念からの離脱を意味する。国家が例へば、国际が条約を外的に適用するための判断を政治化したのである。例えば、また立法院がその

条約の本質といふ法的性格…(3) (大註)

契約義務<sup>(15)</sup>を執行するための充當財源を拒絶した時、あるいはまた国内法の適用において、その後の法典が前の条約に取つて代らうとも、あるいはまた行政府や裁判所が条約の正当な適用について、例えばそれを憲法違反条約<sup>(17)</sup>として採みつぶそうとしても、条約遵守義務の不履行についての責任をもつものとされている。国家はまた国際的義務から逃れるためにその属する連邦構造を援用して利用することは出来ないのである。まさしく連邦政府は国際法の下に準國家のユニットの行為について責任を持つのであり、また同じく国家、郡(County)、町村(Canton)等、それが国内法<sup>(19)</sup>の下で履行能力をもつていようといまいと、本来国際条約の履行についての責任は当然持つているものとすべきものである。

これらの原則については、適當なる判決例が散見する。

まず初期の例が一八三一年の「フランコ・アメリカ条約」<sup>(20)</sup>上の論争である。この条約でフランスは革命戦争でアメリカ市民が受けた損失の賠償金としてアメリカ合衆国へ約二千五百万フランスフランを六回払い、支払うとの約束をした。批准書は一八三一年に交換された。

一八三〇年のフランス憲法の下では、条約に関する立法的同意を要しないことになつていて、然しながらその中で議会のみが、条約でその相應金の支払いをし得るとなつていていたので、一八三四四年フランス下院は、この条項をタテにとり、必要な財源を費消して支払うことを拒否するに至る。

そこでデュック・ド・ブロイエ外相は辞任した。これについては、長い間その解釈をめぐり、けわしい論争が勃発した。これに対しアメリカ合衆国が復仇行為(reprisal)を以つて威迫し、外交関係を断絶する迄に発展する。然しながら一八三六年遂に英國の「仲介」を呼び、結局フランスは四回分までの支払いをする。

このケースについて、カルボとノエルは國際法上の意見を述べ、ルイーフィリップ王の批准にも拘らず、条約の國際法上の効果は次に開会された立法府で財源の充當承認がなされることを条件とすると主張している。とにかく受け入れられ

ないと云うのである。署名後取り交わされる批准書の交換を以つて、始めて国内法への影響が強まるのであるから、署名書の交換のみでその法的効果を発生させるのは、時期なお尚早という論になる。とにかくこの点で支持できないとするもの。条約は仏国内法の下に法制化されて合憲法となるのである。即ちフランスは国際的義務を執行することを願ふ、その失敗を免除しようとして国内法上の主張をすべきでないとする意見であった。

Chaillely は条約当事国として、フランス憲法が条約の国際的合法性を決定しようとする試みには同意すべくであったと主張している。<sup>(22)</sup>

彼によれば、論争点は単に立法上の履行の条件が制限されても、いかんとも、条約を締結しようとする行政府の法的権能には大した変わりはないし独立して行使し得るだらうと云うのである。

然しながら、この点については、決定的な断定を避けている。

当時アメリカ合衆国ではとにかく条約の拘束的性格を主張した。即ち立法府に対し、それ相応の意味での充當権力を与え、憲法上の規定の国際的関連性を論じるよくなじとをして物語りを複雑化せぬよくなじとは決してしなかつたのである。勿論これには、背景として連邦の成り立ちの違ひのゆうだりとも争えない事実である。

一方国際裁判に眼を転じてみると、一八七一年の Alabama Claims 仲裁判断 (Arbitral Award) やは「英國 (Her Britannic Majesty) 政府は、その国際契約が所有する法的手段の不充分性を口実として、それ自身の正当な解釈 (diligence) を羅んでゐることを正当化する」ことな出来ない<sup>(23)</sup> と宣言してゐる。

また「ギリシャヒトルコ住民の交換」における勧告的意見……の中で常設国際司法裁判所は「契約された法的性格を伴なう国際義務を負わされた国家は、その義務が完全に実行されないとを確實にする必要からそれに對する法的修正 (modification) を立法化する義務がある」これは「自明の理 (self-evident)」へ見做した判決をしてゐる。

「コルショフ (Chorzów) 事件 (ヘリハム) に関するケース」で常設国際司法裁判所は、「国際同法裁判所の判断を無効にするため間接的に国内同法裁判所の判断で判決をもたらす」(25) とした対し、最終的に不可能 (impossible) やむを得ず判決していく。

また「ダンチッヒ裁判所の法管権問題 (jurisdiction)」の勧告的意見では、「ポーランドは異議 (objection) ものを利用するには出来ない。それは……国際契約によるものとの國に課された義務の不履行をあてにするのと同じになら」と指摘している。

「上部サボイの自由地帯とジョラクス地区」のケースで述べたと聞く、「トランブルは国際的義務に関する見方を制限するような自國自身の立法をあてにやるには出来ない」(26) と強調している。

「グレコ・ブルガリアン・ポーランド・リトアニア (Greco-Bulgarian "Communities")」のケースで裁判所は、

「お互に契約当事国となる列強間の関係 (relations between powers) が共通に敬容われてゐる国際法の原則とは、国内法の規定をして、いわゆる条約をめぐる問題を超えては論理的には出来ないものである」(27) と、その最後の「ダンチッヒにおけるポーランド国民の取扱い (Treatment of Polish Nationals in Danzig)」をめぐる勧告的意見の中、「国家は国際法ややくに発効してゐる条約の下で、自国家にすこしに課されてゐる義務を避けんがための見解で、自国憲法を他国家に対し引用するのをあらしめたはならぬ」(28) と陳述している。

また国際司法裁判所やマックネア判事は、「漁業紛争 (Fisheries)」ケースに觸及して、「国家は国際法を破つたために他国より受けた非難からやる目的で国内法の法規の、あるいは国内法の規定の欠陥や行政権の規定及び脱落等を当然の主張として援用するには出来ないと云ふば、よく確立されたルールである」と述べている。

たしかに一度当事国間に国際的義務 (international obligation) が存在するにはなるが、その国家は、国際法による

て拘束され、国際法の下に責任を負ひるに違ひない、あるあるの締結した条約の遵守義務から逃れんこゝに、その国の国内法に歸すべき由来だとのである。

モントリオール（Montijo）及ジョージ・ピンソン（George Pinson）更にシャーフルト（Shufeldt）の仲裁<sup>(31)</sup>や、モルトヘジ  
摑めねだぬらど、いわば明かに国内法に対する国際法の優越性の結果であると幅がゆく。問題は国内法の義務が如何  
なぬ方法で、この種の存在するよくなつたのだからかどこのいふ處か。このいふ點は、いわば、条約履行の問題では  
なく、条約締結のいふ處で、たゞ幅がゆくから略へ。国際法がある程度国内法に優先するの考え方は、その意味でそ  
の機能面での追究を必要とするのは当然の帰結であら、他の働く場によつての上、下関係やねじれなどなどにな  
る。優劣ふるの問題ではなく、より懸念する場が邊へるの問題なのではないだらう。

- (12) de Visscher, P., Droit et jurisprudence belges en matière d'inexécution des conventions internationales, I Rev. Belge Droit international 125-40 (1965).
- Waldock, General Course on Public International Law (1962 II) 106 Recueil I, 123-28.
- Hackworth, G., Digest of International Law 194, 324-6 (1943).
- (13) International Law Comm'n Report, 21 U. N. GAOR U. N. Doc A/6309 (1966). Article 23, p. 75
- (14) Kaufmann, Traité International et Loi Interne, 41 Riv. Diritto Int., 369, 374, 383-4 (1958)  
de Visscher, C., La Responsabilité des Etats, 2. Biblio. Visser. 87, 94-106 (1924).
- (15) Rousseau, C., Principes Généraux du Droit International Public 405-8 (1944);  
Scelle, G., Precis de droit des Gens 454 (1934).
- (16) Taylor v. Morton, 23 F. Cas. 784, 785 (No. 13, 799).
- Tinoco Claims (Great Britain v. Costa Rica) I. U. N. R. I. A. A. 369 (1923), 18 Am. J. INT'L L. 147 160 (19  
24).

- (17) Bishop, The Structure of Federal Power over Foreign Affairs, 36 Minn. L. Rev. 299, 318 (1952).
- (18) Barthélémy, L'exclusion des élèves aponais des écoles publiques ordinaires de San Francisco, 14 Rev. Gen. Droit Int'l Pub. 636, 675-80 (1907).
- Bishop, *supra* § 12, p.319-20.
- Dahm, G., Völkerrecht, S. 204-5 (1961).
- (19) Ghosh, R., Treaties and Federal constitutions 235-48 (1961);  
Hackworth, G., Digest of International Law 815-17 (1943).  
Barthélemy *supra* § 13 p.664-75.
- (20) Mirkine-Guetzvitch, B., Droit constitutionnel international 105-6 (1933).
- Noel, M., De L'autorité des Traites Comparee à Celle des Lois 69-70 (1921).
- Wohlmann, L., Die Kompetenz zum Abschlusse von Staatsverträgen S. 83-5 (1931).
- (21) Geck, op. cit., S. 283-87,  
de Visscher, P., op. cit., pp.155-7.
- (22) Chailley § 225. §§ 2 Geck § 285-87 附註。
- (23) Moore, J., International Arbitrations 4109 (1898).
- Alabama Claims (United States v. Great Britain) 4 Papers relating to the Treaty of Washington 49 (1872).
- (24) 1925, P. C. I. J., B, No. 10, p.20.
- (25) 1928, P. C. I. J., A, No. 17, p.33.
- (26) 1928, P. C. I. J., B, No. 15, pp.26-7.
- (27) 1930, P. C. I. J., A, No. 24, p.12.
- (28) 1930, P. C. I. J., B, No. 17, p.32.
- (29) 1932, P. C. I. J., A/B, N.44, p.22.
- (30) Fisheries Case (United Kingdom v. Norway), (1951), I. C. J. p.181
- (31) The Montijo (United States v. Colombia) (1871).

Moore, J., International Arbitration 1439 (1875).

George Pinson Case, 39 Rev. Gen. Droit Int'l Pub. 432-33 (1932).  
Shufeldt Arbitration, 2 U. N. R. I. A. A. 1079-80.

## 五 条約締結に關する憲法上の制約に關する理論

### 外的的（外的）・内的的（内的）憲法性

条約の締結に關する、国内法上の手続が国際的効果を持つかどうかについては、テキストライター達に、いわばの意見があるのが事実であるが、しかしその中にもう一つの共通のグラウンドが表われ始めてゐる。

例えば、チャーリー (Chailley)、ポール・ド・ラ・プラデル (Paul de La Pradelle) 等の「一船の指揮者、まだ一八八八年のクリーブランド賞 (Cleveland Award)」の立幅 (obiter dictum)<sup>(33)</sup> 等で、「国際条約の法的有効性 (Validity) は憲法全文と完全に一致するかを前提条件とする」への立場を示している。

これがの意見と反対に殆んどの「あるべき」ライター達は、契約当事国が契約相手国 (partner) の国内法を鋭敏に感知して相手国で何が疑問を感じてゐるかを事前に調査して極力これを避けねばならないと主張する。

更にあた国際法上の無関連性 (international irrelevance) 理論を弁護する人としてトム・クロッサー やヘンリック・シャーリス等が居り、国際法のトヤマ、「国際法上の制限等は、何の意味合ふものやない」と主張している。

トリー・ペルは「法的権限のハルム (norms of competence)」のみが国際法上の関連性を持つべだと主張する。<sup>(36)</sup> ハーベンダルハーンは「手続法に關する制限」が国際法上の関連性を持つが、一方「条約の内容に關する」ものが、

「条約の形式的な法的有効性の意味だけを持たぬが故に無関連性をもつ」<sup>(37)</sup> とする。

ルカスルボール ド ヴィッシャーはこの憲法上(Constitutionnalité intrinsèque)<sup>(38)</sup> 以外の憲法上(constitutionnalité extrinsèque)を区別して、「憲法上の内容とやむを得ぬ法管轄権("incompétence constitutionnelle matérielle")」<sup>(39)</sup> 憲法上の形式とやむを得ぬ法管轄権("incompétence constitutionnelle formelle")<sup>(40)</sup> の間に差異を認める。ハムーバー ベラードは、基本的な憲法の各条(dispositions constitutionnelles de fond)と条約締結の法管轄権(compétence à conclure des traités)<sup>(41)</sup> との間の差異を指摘している。

これらのハイター達の立場は、「ある条約の内容的且形式的な憲法第一主義に関する規定のみが国際的に関連性を持つ得る」と主張するのである。

かくして条約を締結する憲法上の制限の国際的関連性を主張する多くの学者は、条約を締結する権能に直接関係する規定をのみが国際的に関連性を持つとする。

これらの規定には、当然のこととして、例えば立法院の同意、参議院(フランス等の場合)、閣僚会議、行政府の長又は大臣による副署、人民投票による承認等の項目が含まれよう。とにかく条約の内容に関する国内法の全規定は、それがどんな規定であっても、国際的に関連性を持つものだ、全く何もないと考えられていた。

これらの規定には、例えば連邦国家における権力の分立、州の国境、人権宣言<sup>(42)</sup>、主権の制限、ヨーロッパ防衛共同条約<sup>(43)</sup> (European Defense Community Treaties) とのドイツ連邦共和国の義務、日本における砂川ケース等との関連において論じられてくる軍備の制限等のテーマも含まざるべからずである。

これらの問題では国際協定が明らかに国内法を乗り越えて認められるかと思ふ。これらの規定がもしも国際法を侵害し始めた時は、その法的有効性(Validity)は消滅するだけのものと考えられる。

また国内法廷はいつも、条約を憲法と一致させようととして解釈し、つとめて条約と憲法間の論争を避けようとしているかにみえる。何れにしても、この種の裁判所の判決は何も日本に限つたことではない。国内法廷は時として、憲法を条約と一致して解釈<sup>(46)</sup>させようとするとして來てゐる。

いずれにしても、これらの見解は、いくつかのケースで憲法を超えて条約の履行に対する優先権 (preference) を与えると詮う憲法上すでに確立されている司法上の基本的見解をもしくらか逸脱しているものと詮うべきである。これらの法的手段が、もしも国際契約の法的有効性で、国家の憲法のすべてと現実に完全に一致しているのなら、不必要であったかもしれないところのものである。

その内容で多分に憲法違反であると考えられていた条約の例、それにも拘らず、国際的には法的有効性を持つと考えられていた条約の例えとして一九二二年コロンビアとペルーの間に結ばれたサロモン-ロザーノ (Salomon-Lozano) 条約をあげることが出来る。

この条約の下で、ペルーはレティシア (Leticia) 領域をコロンビアへ割譲した。この場合ペルビアン大統領リギア (Ligia) は、本国の外務省に相談するゝとなく、自分一人で条約を直接交渉した。

果たして議会外交委員会が、この領域の割譲を承認するゝことを決つた時、リギア大統領は彼と一緒にこの条約の直接交渉にあたつた大臣サロモン氏を、上述の外交委員会の長として任命した。これで立法院は遂にその条約に同意を与え、一九二八年には批准書の一切を交換している。

この大統領のとつた手続きについて、いく人かのラテンアメリカ出のテキストライター達は、この条約は、国民主権に影響力をを持つ一切の条約の締結を禁止するという憲法の規定を真正面から侵害していると申し立てて、立法院自身が政治的圧力に組みし自らの手で権力分立の原則を侵害したと主張した。

しかレバ、政府なりの既解なりふに可ハルヤア、行政と立憲との關係それ自身は從来のまゝ持続した。セレント・ハト紛争が締結した一九二四年の平和条約では、シト・ハト紛争を締結したと、明田リキヨウノロギー<sup>(49)</sup>条約の法的有効性を承認シドン。日本側は行政が條約締結の批准なりト慶賀性を斯ヽレニカスヤアのが、眞実の歴史あるか、そのあたりの分析を次章より進めてみる。

- (32) Chailley, op. cit., 180, 215, 286-88.
- de La Praedelle, P., Examen de la validité internationale du traité Salomon-Lozano, 11 Rev. Droit Int'l 185, 189-209 (1933).
- (33) op., cit., 129.
- (34) Dehousse, F., La ratification des Traites 143-44 (1935).
- Geck, op. cit., 32-38, 215-32, 315-16.
- Basdevant, La conclusion et la Réaction des Traites et des Instruments Diplomatiques autres que les Traites, [1926 V].
- (35) Antillotti, D., Cours de Droit International 256-63, 359-67 (Gidel trans). (1929).
- Fitzmaurice, supra note 29.
- (36) Triepel, H., Völkerrecht und Landesrecht, S. 238-40 (1899).
- (37) Jones, op. cit., 151.
- Northey, Constitutional Limitations as Affecting the Validity of Treaties, 11 Univ. of Tront L. J. 175-201(1956).
- (38) Dehouze, F., op. cit., p. 58, 142-50. note 29  
de Visscher, P., op. cit., 267-70. Les Tendances internationales des constitutions modernes, (1952). 80 Recueil 511, 545.
- (39) Scelle, G., Precis de droit des gens 440 (1934). De la prétendue inconstitutionnalité interne des Traites, 68 Rev. Droit Pub. 1012-24 (1952).

- (42) Balladore Pallieri, La Formation des Traités dans la Pratique Internationale Contemporaine, (1949 1) 74 Recueil 469, 479-80.
- Pinto, La "Constitutionnalité" des dispositions de fond des Traités devant la Cour Suprême des Etats-Unis, 1 Etudes Scelle 439-57 (1950).
- (43) Mosler, Die völkerrechtliche Wirkung bundesstaatlicher Verfassung, S. 129, 136-45, 163 (1950).
- (44) United States v. Pink, 315 US 203 (1942).
- (45) Löwenstein, The Bonn Constitution and the European Defense Community Treaties, 64 Yale L. J. 805-39. (1955).
- (46) 砂三博士、国際法の文集編 | 大蔵〇年別冊叢書
- (47) Rousseau, op. cit., 242-43 (1944).
- Saar Decision (1944) ドルの返り規則<sup>④</sup>
- (48) Hauri, K., Die Verfassungsmaßigkeit der Staatsverträge 58 (1962).
- (49) Deener, Treaties, Constitutions and judicial Review, 4 Va. J. Int'l L. 7, 31 (1964).
- Gibson, International Law and Colombian Constitutionalism, 36 Am. J. Int'l. 614-20 (1942).
- (50) Rosseau, op., cit., note 10, p. 246.
- Pradelle エ op. cit., 185-209 ドル返却の範囲と規則<sup>⑤</sup>
- (51) op. cit., Droit Int'l 581-87 (1934).

## 六 國際法上の無闇性の問題

国際契約の外溢<sup>(6)</sup>をもつて形式的合意性<sup>(7)</sup>を認めた上で、国際的な関連性<sup>(8)</sup>を持つ条約を締結するための総括権能<sup>(9)</sup>による  
憲法上の制限があるのかどうかに問題<sup>(10)</sup>が、ナキベム ハイター達の考え方<sup>(11)</sup>と一致してゐる。

この種の考え方一般化してみると、専門性の問題<sup>(12)</sup>が、歴史的<sup>(13)</sup>とされ、前述のものと国際の専門家<sup>(14)</sup>の問題<sup>(15)</sup> jus

条約の本質<sup>(16)</sup>との専門性格…(3) (大蔵)

representationis omninodae (全法律分野代表権) の考え方方に立つてゐるのみでない。國際法として、グローチウス以来今も尚、國際關係で国家を代表する権利を国家の首長に帰しており、条約が批准され首長によつて宣言されれば、たゞえ国家の首長あるいは首長の外交上の使節が首長付託の法的権能を超えていても、また議会の承認を得ぬままを脱落していたり、憲法の本質的規定を侵害してしても、法的有効性 (Validity) を持つものとみなしてゐる。

国家の首長理論の現代化された解釈とは、表向き、外見の整つた官庁の概念であり、Sir Gerald Fitzmaurice & Sir Hamphrey Waldock 等の力強い理論によつて支えられており、一九六三年の國際法委員会<sup>(51)</sup>の承認を得たものである。これに反対する別のライター達の間に外交官僚先走りの理論との分析もあるようである。

しかしながらの理論に対し、次の三つに分けられる異論がある。

- (a) これはアンチロッヂ<sup>(52)</sup>の初期の理論で、國際的責任なる考え方が、国家をして憲法違反条約を無効とする訴えから防禦してゐるのだとあるので、この見解は、カバリエリ (Cavaglieri) やサルビオラ (Salvioli) によっても支持されていたものであるが、晩年のアンチロッヂが破棄したものであり、今では誰もがあまり注目しない考え方の一つとなつてゐる。
- (b) ゲック<sup>(54)</sup> (Geck) の理論で、彼は表向き外見の整つた官庁の概念をまきしき拒否してゐる。彼は外的關係で国家の意志を宣言する法的権能 (Willens-Erklärungsbefugnis) との意志の純粹な内的成立 (Willens-Bildung) との間の区別をしてゐる。

国家の意志の成立、例えば立法府の同意の要請や行政府の代表の副署、更には実質的憲法上の禁止規定などは、所詮國內法上の利害関係だけの事項に過ぎない。然しながら、意志の宣言は國際法がこの事象に関するルールがないことを知つており、その故に国内法へ移送 (renvoi) するかを熟知してゐるため、不可避的に國際的関連性において行なうとするものである。一方意志の成立と宣言の二分法は非常に類似しており、フュアードロスとアガーは国家の意志の宣言は国内

法によってではなく、国際法によって正当に制御されるべきことを指摘して來てゐる。<sup>(56)</sup>

(c) 最後の分類に属するのが一九六三年と一九六六年に国際法委員会<sup>(5)</sup>によつて採択された考え方である。

(c) 最後の分類に属するのが一九六三年と一九六六年に国際法委員会<sup>(57)</sup>によつて採択された考え方である。

ハンフリーウォルドック卿 (Sir Humphrey Waldock) の指示<sup>(58)</sup>で国際法委員会は、もし国内法の侵害が証明された時は、その時に憲法上の制限をして国際法上の意味を持たすべき時であるという意味深な決定をしている。

この委員会の数人の委員、とりわけアゴーやグロスはあらゆる妥協案に対し、力を込めて主張し、完璧な客体概念を導入し、とりわけ妥協案的考え方が必要とする立場にたつ他国の憲法論争に水をさすような考えを示している。  
(50) 国内法上の制限が国際法上の関連を持たないと主張する学者を分類してみると、  
オランダでは、

Francois, J., Grondlijnen van het Volkenrecht, 326 (2nd. 1957).

獨・壇では

Gneist, Gutachten über die Auslegung des Art.

Mauthz, I., und Durig, G., Kommentar zum Grundgesetz Art. 59, 28-33, 36 (1661)

MCNEIL, E., V. NIKELIEVICH, 233-6 (1962).

L. Q. 88, 102-3 (1963).

Meier, E., Über den Abschluss von Staatsverträgen 339–68 (1874).

Bittner, Die Lehre von den völkerrechtlichen Vertragsurkunden, 81-100 (1924).

Szasy, (von), Die Parlamentarische Mitwirkung beim Abschluss völkerrechtlicher Verträge, 14 Zeit. Recht 459-86 (1934).

英國・カナダでは、

## 条約の本質とその法的性格：(3)（大西）

- Waldock, Second Report on the Law of Treaties (1963) 2 Y. B. Int'l. L., Comm'n 41-46.
- Fitzmaurice, The Law and Procedure of the International Court of Justice, 1951-54, 33 Br. Y. B. Int'l L. 203, 267-69 (1957).
- Schwarzenberger, G., International Law 429-30, (1957).
- シーバー、国際法の基礎と問題、1957年版、267-69頁。
- Sibert, M., Traite de droit international public 217-22 (1951).
- シーバー、国際公法の基礎と問題、1951年版、217-22頁。
- Gros, (1963) I. Y. B. Int'l L. Comm'n 9-10.
- グロス、国際公法の基礎と問題、1963年版、9-10頁。
- Antokoletz, D., Tratado de derecho internacional publico 75-6 (1944).
- アンコレツ、国際公法の基礎と問題、1944年版、75-6頁。
- Hudson, (1951), I. Y. B. of Int'l L., comm'n 143, 154.
- ハドソン、国際公法の基礎と問題、1951年版、143, 154頁。
- Bishop, (1965) General Course of Public International Law, Recueil 151, 340-43.
- ビショップ、国際公法の基礎と問題、1965年版、Recueil 151、340-43頁。
- Blix 392-97 ; Costrén (1963) I. Y. B. Int'l L. comm'n 5, 19.
- ブリクス、国際公法の基礎と問題、1963年版、5、19頁。
- Trinkler, B., Der Abschluss von Staatsverträgen in der Schweiz 4-11, 30-33 (1954).
- トリンクラー、スイス連邦議会の条約締結に関する論文、1954年版、4-11, 30-33頁。
- Piccard, C., Der Abschluss Internationaler Verträge durch den schweizerischen Bundesrat 78-98 (1938).
- ピッカード、スイス連邦議会の条約締結に関する論文、1938年版、78-98頁。
- Burckhardt, W., Kommentar der schweizerischen Bundesverfassung, 673 (1931).
- ブルクハルト、スイス連邦憲法注釈、1931年版、673頁。
- Aubert, L'autorité, en droit interne, des traités internationaux, 81 1 Zeit.
- オーベルト、内法上における国際条約の権限、81 1 Zeit.
- シオット-ピント、国際法と内法の関係、42 Rev. p.521, 540 (1935).
- Vita, op. cit., foot note 6, p. 68-80.
- モンタコ、国際公法の基礎と問題、1960年版、72-3頁。
- Neri, Sulla ratifica dei trattati in diritto internazionale, 29 Riv. Studi Politici Int 63, 97-106 (1962).
- ネリ、国際公法の基礎と問題、1962年版、63、97-106頁。

Siotto-Pintor, *Traité international et droit interne*, 42 Rev. Gen. Droit Int'l Pub. 521-40 (1935).  
Anzilotti, D., *Cours de Droit International* 259-63, 359-67 (Gidel Trans, 1929)

田中道也、*国際法の概要* 111-112。

- (51) International Law Comm'n, Report, 18 U. N. GAOR, U. N. Doc A/6309, art. 43, 148-54 (1966).
- (52) Anzilotti, Volontà e Responsabilità nella Stipulazione dei Trattati Internazionali, 5 Riv. Diritto Int. 3-46 (1910).
- (53) Cavaglieri, Règles générales du droit de la paix, [1929 1] 26 Recueil 315, 500-01.  
Salvioli, *Les règles générales de la paix*. [1933 IV]
- (54) Geck 25-32, 77-92, 232-34.
- (55) Anzilotti, op. cit., 32-41.  
Bittner, op. cit., 39-58.
- Vitta, op. cit., 48-54, 61-64.
- (56) Verdross, ibid., 8.
- (57) I. L. C., Report, U. N. Doc. A/5509, art 31 (1963). U. N. Doc. A/6309 art 43 (1966).
- (58) Waldock, Second Report on the Law of Treaties, U. N. Doc. A/CN. 4/156, art 5 p. 4, 15 (1963).
- (59) Jacovides, 18 U. N. GAOR 14, U. N. Doc. A/C. 6/SR. 783 (1963).  
de Aréchaga, ibid., 18, 205.  
Briggs, ibid., 9.  
Waldock, ibid., 20-21.  
de Luna, U. N. GAOR, 56, U. N. Doc. A/c. 6/SR. 792 (1963).

## 七 國際法上の譲渡の形態

國際法上の譲渡は、<sup>(6)</sup> 市場や競争から成る少數の法律上・政治的・経済的な権益の譲渡…(Triepel)、又は一般的な  
統治の本質的な権益譲渡…(大綱)

(Schüking)、ウイルコックス (Wilcox)、フェアマン (Fairman) 等が居り、留保条件なしに、「外的形式的な取り扱いに關する」全国内法が国際的に関連性を持つとするものである。

彼等の主張するところは、国家とはもともと自國が欲するところのものを自由に組織化するものである。だから条約締結機関の法的権能は憲法によってのみ決定される。即ち国際法はこのことを国内訴訟法で、国内裁判所へ移行 (renvoi) という法的取り扱いを行なうことにより、一切を国内法手続きにまかすことを承認している。とにかく国家は、もし自國がある条約の直接外交交渉を欲する時には、相手国家の条約締結機関の憲法上の法的機能をよく調べてから交渉に入らなくてはならない。もともと憲法違反の条約とは、如何にその国家のことに触れていても、もともと国家の眞の意志を述べたものではなく、国内法上も国際法上も拘束力のあり得る筈がないとするものである。

そもそも現代の代議制政府と民主主義の下では、国家は ultra vires (権限外の) を行使する使節により作られた条約により拘束される必要はない筈のもの。

人民によつて選ばれた議員で構成する立法府が、人民の意志に反する条約を結ばせる道理がないとするもので、古くはルソーより今まで国際法学会にも根深くある理論である。

いずれにしても、国家は憲法違反条約<sup>(61)</sup>が執行されぬことを最も好ましくない事象と考えていることだけはたしかである。これら憲法優先主義をとる人の意見を分類すると、

(1) アンガーハリネック (Jellineck)<sup>(62)</sup> は条約の法的効力と効果は、立法府の同意によつて左右されるとの考え方。

立法府の承認をとりつけない条約は、非合法であるが、批准後でもその次に開かれる国会の承認を取りつけねば、法的効果が発生するとするものである。

ルの理論は国際法上の関連性の原則に対する軽い修正を付加するだけの考え方であるとして、今やさるの説を踏襲する学者は全く姿を消して いるようである。

(2) 同様にケルゼン (Kelsen) やシーハ (Shoen) の見解で、国際法関連主義 (theory of relevance) と大きく一致するところの考え方。彼等の説の学者達は、もしも憲法が国家の意志の形成上必要欠くべからざる要素として、議会の承認を得めようと意図しているとしたならば、国家の意志の成立が必要欠くべからざるものとなるであろうし、更にまたもし行政府に属する官僚機構が立法府の見解と一致した場合にのみ、その条約の署名を執行するものとするが、条約とはそもそも立法府の同意なしにはその法的効力を持た得ないとこうになるとする考え方。

ルリでは国内法は、国際法上の使節を任命し、それによってのみ、その条約を締結するのだと畠の理論が成り立つことになる。

一方、またもし国家の首長の個人的使命だけで、議会の承認を得ようとする場合、議会との、その要請は条約の法的効力に関しては全く以て何んの影響力も持たぬといふことになるのである。<sup>(63)</sup>

(3) 憲法に書かれた規定のみが国際法上有効であるとするもので、ヘニアドロス (Verdross)、グンゼンハイム (Guggenheim)、ヴェングラー (Wengler)、モレッリ (Morelli)、カドリ (Quadri)、バッラドーレ・パリエ (Balladore Pallieri) 等の意見がこれに属し、あらゆる憲法違反条約も国内法の手続きを経て、それ相応の行政機関によつて締結された事実があれば、法的に有効であるといし、書かれた成文法には少々違反してしまふことを上手に指摘。しかもむしろ効果的憲法を暗に示すところとは、憲法上に明文規定はないが、非効果的憲法の制限が国際的に関連性を持つことと同じだとする考え方か、または書かれた成文憲法が新しく生まれる慣習法に着実にとて代わるとこう判例でのカバーをめぐるや理論かの一者択一に従うということになる。

もし最初の見解が正しければ、国際法上の無関連性の考え方と同じだと云ふことになる。

第一の見解が正しければ、これらの慣習法は憲法違反だと云ふことになる。

アメリカ合衆国における行政協定 (Executive agreements) も生きた効果的憲法の自然的発展とみるに云ふ。これは憲法の下に合法的<sup>(66)</sup>であり、且拘束力を持つものであるべきであり、国際法の下においても、そうあるべきのでなければならぬこと云ふことである。

(4) バスデヴァント (Basdevant), マクナイト (McNair), チャールズ (Charles) ペーブル (Paul) の他、ヴィッシャー (de Visscher), ロス (Ross) シュレンゼン (Sorensen) 等は、明白な (manifest) 懸念から憲法規定のみが国際法と関連性を持っているとしている。

バアデヴァントは、契約当事国双方共、相手方國側内に明白に憲法違反の事実があるとしている。尚且条約を結ぼうなんて國は存在しない筈であると述べている。

この見解はまた、まだ一度も国際司法の判例で支持されたことないが、それも条約に対してもこの考え方でもいてしても悪名高い自國憲法の条項と他国の憲法規定のそれとの間にラインを引くことが非常に難しいことを物語っている詰左ともなつてゐるものとみてよい。

この理論の適用の結果は、一九六三年国際委員会によつて承認された国際法上の無関連性の理論と類似していると言えなくもない。

(5) バラドール パリエー (Balladore Pallier) の進める論で、bona fides (善意) を前面に出やむ。

この考え方であると、条約といつても、締結相手政府機関に法的能力があつてその善意を信じた時には、国際法的に法的権能を持つとする。とにかく相手国の善意が主目的なのであり憲法上の有効性や悪名高い条文等も条約の效力について

ては、ただその決定要件を決めているに過ぎない」ということになる。然しそれのこの原則論も国際司法裁判所で公に判決として採択されたことはない。ただ禁反言 (estoppel) のケースで一部引用されただけである。然しこの善意の考え方で以って、国際規定にも安全保障の考え方を導入すべきであるとした点では意味があつたかも知れぬが問題はその安全保障が自國のみの側からみたもので、殆どの場合、相手国はむしろその立場を利用して、自國に有利に展開させようとするし、それを推し進めてゆくと条約の法的有効性そのものの欠陥を呼ぶことになるとの方向に傾いてゆくため、その点での理論構成が必要と思われるもの。<sup>(72)</sup>

(6) ラウターペハト (Lauterpacht) が条約法第一報告書<sup>(73)</sup> (First Report on the Law of Treaties) で言及しているのや、「国家がその条約を長い間憲法違反の条約として訴え続け、その無効性を主張していたり、その条約から得る利益如何を問題視し始めているような場合には、条約無効の確認でもって次の段階で、その条約を破棄であるようにすぐれであるとする。」

としている。

(7) ハーバード研究とラウターペハトが述べるのや、

「国家は条約を締結する資格のある所管機関、官庁の陳述をある程度信用して、他国にかけた不法行為には、かなりの責任を持つべきである。」<sup>(74)</sup>

としている。

然しこの考え方も、国際判例に採択された例はない。その主たる理由としては、条約非遵守から結果する損害額を算定する」ことが不可能のためであるとみられている。

(6) 憲法上の制限が国際法上の関連性を持つと主張する学者を列挙してみる。(国内法上の比較優位を主張)

条約の本質とその法的性格…(3) (大西)

① 'ヽノヽヽ' - 'ヽヽ'

de Visscher, P., De la Conclusion des Traites Internationaux 251-87 (1943).

Wagnon, H., Concordats et droit international 116-40 (1935).

Marcus-Helmons, Les accords en forme simplifiée et le droit constitutionnel, 21 Ann. Droit & Sciences Pol. 293, 308-12 (1961).

de Visscher, C., Theories et Realites en Droit International Public 315-16 (1960).

② 'ヽヽヽ' - 'ヽヽ'

Sereni, A., Diritto internazionale 467 (1958).

Sperduti, Rilevanza internazionale delle disposizioni costituzionali sulla stipulazione dei trattati e suoi limiti 301-33 (1957).

Quadri, R., Diritto internazionale pubblico 110-13 (1964).

③ 'ヽ・ヽヽ'

Berber, F., Lehrbuch des Völkerrechts 435-36 (1960).

Meier, E., Über den Abschluss von Staatsverträgen vii-ix, 100, 103-14 (1874).

Strupp, K., Les règles générales du droit de la paix [1934] 47 Recueil 259, 357-61.

Meyer-Lindenberg, Book Review, 24 Zeit, Offen., Recht & Volk. 320-24 (1964).

Triepel, H., Völkerrecht und Landesrecht 235-43 (1899).

Wengler, W., Völkerrecht, S. 204, 271, 316 (1964)

④ 'ヽヽヽ' - 'ヽヽ'

Spiropoulos, Théorie générale de droit international 85-88 (1930).

⑤ 'ヽヽヽ' - 'ヽヽ'

Devaux, La conclusion des traités internationaux en forme s'écartant des règles constitutionnelles, et dite "conclusion en forme simplifiée" 299, 306-9 (1936).

Scelle, G., op. cit., 73.

Rousseau, op. cit., 235-48.

Chairley, op. cit., 180, 185, 188, 203, 225, 227, 230-234.

Mirkine-Guetzvitch, Droit Constitutionnel International, 95, 194-66 (1933).

⑥ ククク ピツ

Wohlmann, L., Die Kompetenz zum Abschlusse von Staatsverträgen, S. 56-63 (1931).

Guggenheim, P., Traité de droit international public 63-64, (1953).

de Vattel, E., Le droit des gens ou principes de la loi naturelle livre II, ch. XII, § 156-7.

Freymond, P., La ratification des traités et le problème des rapports entre le droit international et le droit interne 89-107 (1947).

⑦ ハハハ ハニル ハニル ピツ

Camara, op. cit., 112-15.

Alfaro, (1950) Y. B. I. L. Comm'n 89.

Cordova, (1950) Y. B. I. L. Comm'n 88.

Velazquez, La invalidez de los tratados inconstitucionales, 42-43 (1959).

⑧ ハク・ヒツツツ ピツ

Westlake, de La Pradelle & N. Politics, Recueil des arbitrages internationaux 700-5 (1923).

Briery, First Report on the Law of Treaties (1950).

O'Connell, D., International Law p.240-41 (1965).

Jones, op. cit., 154-55.

McNair, A., Law of Treaties 60-62 (1961).

⑨ ハク・ヒツツツ ピツ

Hyde, C., International Law, 1383-5 (1945).

Wilcox, F., The Ratification of international Conventions 41-6 (1935).

Fairman, Competence to Bind the State to an International engagement, 439, 443-4.

- (61) de Visscher, C., op. cit., 55 (2).
- (62) Jellinek, G., Gesetz und Verordnung, S. 354-59 (1887).
- (63) Unger, Über die Gültigkeit von Staatsverträgen, S. 349-56 (1879).
- (64) Schoen, Die völkerrechtliche Bedeutung staatsrechtlicher Beschränkungen der Vertretungsbefugnis der Staatsoberhäupter beim Abschlusse von Staatsverträgen, 400-31 (1911). (Zeit. Volk & Bund Kelsen, La transformation du droit international en droit interne, 23-34 (1936).
- (65) Guggenheim, P., Traite de Droit International Public 63 (1953).
- Morelli, G., Nozioni di Diritto internazionale 198-99 (1963).
- Quadri, op. cit., 55 (3).
- Verdross, A., a a O., Völkerrecht, 159-60, 161-2 (1964).
- (66) Balladore Pallieri, op. cit., 480-82.
- (67) Watts v. United States, Wash, Terr. 288 (1870).
- United States v. Curtiss-Wright Export Corp., 299 U. S. 304 (1936).
- (68) Hackworth, G., Digest of International Law, op. cit., 393.
- McDougal & Lans, op. cit., 422-25.
- Lissitzyn, Duration of Executive Agreements, 54 American J. I. L. 869-73 (1960).
- (69) de Visscher, C., op. cit., 315.
- de Visscher, P., op. cit., 266-76.
- Sorensen, op. cit., 68.
- McNair, A., Treaty-making procedure 6 (1933).
- Basdevant, op. cit., 581.
- (70) Jones, op. cit., 154-5.
- Fitzmaurice Do Treaties Need Ratification ? B. Y. I. L., 113, 131-32 (1934).
- (71) Wengler, W., Völkerrecht, S. 206-7 (1964).

(71) Geck., op. cit., 292-96.

(72) Beckett, Les questions d'intérêt général au point de vue juridique dans la jurisprudence de la Cour permanente de Justice internationale, (1934) 50 Recueil 189, 263.

(73) Lauterpacht, op. cit., 55 (8).

(74) Harvard Research, op. cit., 992, 1008-9.

## 八 わ す び

この論文のわすびのじつじば、やでにトランスマーケーションの法理や行政協定も含め断片的に発表している。いにがく現代で国際法上いわゆる国家と呼ばれるに値するものは百九十位あると記される。一方、国連に加盟している国は、一九八三年四月一日現在で、一百五十六<sup>(75)</sup>。

然しこの場合、国連はかなり政治的、宗教的団体であるので、南鮮、北鮮を始め、十ヶ国程度確實に国家と呼ばれないければいけない国家の加盟を拒否しており、これを国家の算定の基準とするわけにはいかないであろう。

むしろ多超国間条約としての性格を持つ、憲章五十七条规定の専門機関加盟数の方が、より客觀性を持つられるのはその為である。

条約とは、いわい国家間の合意であるのに変わりはない筈である。ところが国際法で規定する条約そのものが、二二国間条約から多国間条約、更に百ヶ国以上を当事国とする超多国間条約へと展開していくと、国によつてはそれらの署名、受容した条約のすべてを必ずしも国内法へ転化する必要のないものも出でくるのは当然の帰結である。

更にまたこの問題を一層複雑化させているとして、根底から国家の枠を取り外しつゝある、超多国籍企業の出現がある。<sup>(76)</sup> いわゆる第三法世界の出現である。

また一面、条約を締結する国家がすべて署名と批准の一一段構えをとるかといふと、必ずしもそうでもない国々も存在する。世界は、いわゆる民主国のみではないということになる。

とにかく二十ヶ国程の君主国、更にその中には君主制民主国なのかが、依然としてハッキリしていない國も存在する。

然しその大勢は大体民主的なシステムを採用する方向にあるものとみてよいであろう。然しこの部面での詳細な分析と研究は、国家論をも含め、本論文の趣旨と外れるので、平和条約、行政協定の研究も一緒に、別論文に譲る。<sup>(77)</sup>

何れにしても、国家はその本質論よりして、国家間の合意を条約として、自由に締結できる筈である。然しその合意は当事国国家の人民の行政政府への内的要請か、又はその行政政府の国民への少なくとも近未来でみた利害計算の上に立つたものでなければならない。

ということは、その国家間契約を国内法（トランسفォーメイト）化する場合<sup>(78)</sup>、行政政府が究極的に国民の納得を十二分に得られるとの前提にたつたものでなければならない。

この考え方につと、国家は国際条約を締結する十二分の自由権を保持している（国家の基本権よりする）としても、それは國家の機関を通して（民主的手続きで、国内法上選ばれた政府による）との前提条件があり、もともと全権大使だけではなく、彼を指命する行政府の長にも一見自由にみえる条約締結権の中に眼にみえざる枠組み<sup>(79)</sup>が嵌められているということになる。とにかくこの問題はその本質を法律締結に関する法的能力について、憲法上の制限と国際法がどう衝突するかという問題におきかえることが可能であろう。

セルは自信をもつて「国内法手続きへのあらゆる侵害は条約無効につながる」と警告している。  
「もしも政府機関が権限外の（Ultra vires）行為をすると」ことが出来るなら、それはただちに独裁主義、圧制、無法律主義

者に手を籍すことになる」と言うのである。

セルは更に「無鉄砲な行政府が立法院の意志に対抗して強引に条約を批准することのないよう保証すること」がまず先決であると述べている。

これらへの努力の為に、セルは第一次大戦と第二次大戦の間で单一理論に走ったと言われる民主一平和主義哲学を受け売りしたことになっているのである。

とにかくセルは、国際条約がその締結に際し、立法院の同意さえあれば憲法上の制限は受けるとしても、国家間の約束である限り、その場では、国際法が優先するのは当然のことだとしている。

勿論ここで国際法が国家間のみを規律する法律であるとするのも、行き過ぎであり、そこには、トリーペル (Trippel) やアンチロッチ (Anzilotti)<sup>(81)</sup> の言うように一面国内法や、個人をも規律するとするのが至当ではある。

然し、国際法としても、法律と名のる限り、究極的には個人を規律するものであり、この点、私法、公法、国際法の間に差のあろう筈はない。

ただその働く場が違うだけのことだとは言えないだろうか。

例えば、国際法が個人を究極の取り扱い対象とするとしても、それは国家というメディアムを通して規律するという」といふ外ならぬであろう。

国際法が国家間の関係を規律するとしてもそのノルムはどうしても国際法的意味で実定法としての条約に頼らざるを得なくなる。

国家間の関係を条約で規律し、そこに始めて合意は拘束するの原則の下に当事国間に順守義務を生じさせるのである。

その意味で国際法的であると云われ、その拘束規準となる条約も、実は国民の要請という内的な要請か、又は一方で行

政府の終局的に国民のためにたぬとする卓見として結ばれるのが多く、条約の締結動機にも、その奥には国民の姿が映し出されていふといふことになる。その故にルセアントラント・オーメー・シモンという憲法上の行為を通じ、署名されて来た条約を国内法にするための批准をするのであり、批准とは、実は国家間の合意を国民間の市民法とするための憲法上の一つの行事だとふらりとが出来よう。

その意味で、国際法が国内法に優位するという考え方そのものの根底に実は、とり違えがあり、むしろ国際法と国内法は働く場所が違うのであって、例えば、これを身体における胃と腸の関係で言えば、どちらが上位とどう関係にはなく、両方共身体を支えてゆくに必須不可欠のものであり、ただ食物が胃から腸に移る時、ある種のフィルターが具備されていくのであって、その働きは、フランスの国際法学者は、*venvoi*、英独法学者は *transformation* へ呼んでいふのだとみて、かしづえないのではなかろうか。

- (75) 桑原輝路 国際連合  
(76) 大西公照 ケース スタディにみる多国籍企業の法的性格と国際法上の位置(大東法学11号—15号)  
(77) 大西公照 ケース スタディよりみたる国家の基本権の成立と国際法上の位置(帝京法学11号)  
(78) 大西公照 条約の本質とその法的性格…(武市都立商大学長古希論文、高田源清編(産学社)「東南アジア法の研究」所載  
大西公照 同…(法政論叢1回)  
(79) 大西公照 國際法と自然地理学(筑波大史壇11号)  
(80) Scelle, G., *Precis de Droit des Gens* 438-43, 450-59 (1934).  
Scelle, De la prétendue inconstitutionnalité interne des Traité. 1012-28 (1952).  
(81) Triepel, H., *Völkerrecht und Landesrecht*, S. 235-43 (1899).  
Anzilotti, Volontà e Responsabilità nella Stipulazione dei Trattati Internazionali, 3, 42 (1910).

## 付記 クライヴ・パリー教授を悼む

(To Commemorate the Memory of the Late Professor of International Law at Cambridge, Clive Parry)

### 大西公照

昨年、九月十日のこと。

ハリ数年来、大西ヤマ、時には村田ヤマとの共同ヤマにて  
も顔を出し、大東新聞にもたびたび報じられてゐるディビ

ッド・パリー君(ジャパンタイムズ記者、独身二十九歳  
国際法)の叔父、クライヴ・パリー(Clive Parry)氏が、ケ  
インブリッジ・ダウニング・カレッジ国際法教授在職のまゝ  
慌ただしくこの世を去つて行かれた。青天の霹靂となされ  
たことである。

氏はディビッド君の父、アントニー・パリー氏(パブリ  
ック・スクール教授)の弟にあたる。

筆者もディビッド君の紹介で、一回程ケインブリッジにク  
ライブ教授を訪ね、親しく教えを請うており、今夏の大東

派遣短期留学(筆者のアルマ・マーテ・ヴァージニア大)の帰  
途再会を期待していただけた、その懸しみゆむひとしおであ  
る。

亡くなられたのは、昨年九月十日、寒さによる増加ると  
あるケインブリッジの自殺で、六十五歳の若さであった。

彼は国際法の分野で、稀に見る傑出した人物であり、また  
数多くの影響力ある著作者(influential writer)として  
も知られてゐる。

一九一七年七月十三日、スタッフ・オーレン・シャイアのアッシ  
ュラに生まれ、ストラッフォード・アポンのグラマー・ス  
クールを卒業するや、異例の若さでバーミンガム大学に入  
学し、一九三六年トップクラスで同校を卒業、LLBを

取得する。直ちにケインブリジー、ダウニング、カレッジに進学、一九三八年には、成績優秀の故を持って、ヴォーベル・スカラーシップを授与される。

一九三八年より三九年まで、マックス・プランク研究所に勤務し、ノルヒで始めて、「平和封鎖(pacific blockade)」の著作を世に問う。

一九三九年に、彼は、戦争の重要な局面を担った中近東に勤務。一九四四年にはアンカラ大学の公法教授に就任した。一九四五年、すでに一九三九年に任命されていたけれども、戦時の故を持って就任出来ずについたロンドン・スクール・オブ・エコノミクスの講師に復職。

続いて、一九四六年有名なグレイズ法曹学院の講師に依頼されるが、その年の暮、念願のケインブリジー上位講師(Reader)に転任、一九六九年遂に国際法の正教授となる。一九六八年から九年にかけては、その行政手腕を買われ、同学法学部長に就任。

また母校に復帰したのだからとの全学の所望もあり、死の直前まで、ダウニング・カレッジの評議員(fellowship)

も勤めていたという(ティビッド・ペリー君談)。

とにかく、彼はケインブリジー在職中、学部の生を字引をとして、チューター、学部長、図書委員、会計委員、学部副学長等、ありとあらゆる要職を歴任、あの短気な人としては、まあよく辛抱し、献身的に奉公していただしへ(アビッシュ君談)。

彼の信念は、道徳第一を信条とし、常に幅広い心の持主になろうとのとめ、彼に相談を持ち込む人士には、それが学部生、大学院生、研究生、助手、貧乏学生の別を問わず、といふとんまで相談に乗ってくれてやるタチで、時々家庭ジヨークを飛ばし、相談者の心情を和らげていたとのこと。

世に学問の出来る人は多いがこれが程までに全身を教育に打ち込んでいた人も稀である。

国際法学者としての彼の著作で、筆者の手許にあるものを拾ってみると、British Nationality Law (1950), Nationality and Citizenship Laws of the Commonwealth and the Republic of Ireland (1957, 1960), The Source and Evidence of International Law (1965) の111卷がある。

然し、彼が晩年おこなったライフワークとは、『*the Law* 编  
速且手軽に、利用されねりむねいた国際法のトキベト  
を作る (designed to make international law more readily  
available)』 と題するハリーベーの完成であつた。<sup>1)</sup>

また彼は、British Digest of International Law の主任編  
集者として、筆者のヴァーハルトの恩師、のち回  
僚 Moore 及び Hackworth, Whiteman 及等のアメリカ学  
者にめぐらしく、その投稿の権利を与へた人々とも著名。

彼の編集方針として、アメリカの回僚紙と比較してラス  
トが多いのが特色となつてゐた。アメリカのそれより、より

法律的、州国家的となるなど、British Digest のそれ

は、より文学的、より外務省的に近かつたといふべからう。と  
にかく龐大な外交史料が程よく整理され、發表された  
る。

これらの五冊の大作が、彼の死去と同時に出版されたのも  
皮肉。

彼はまだ一六四八年から一九一八年までに締結された英  
政府との間の全条約を一一一一卷にまとめ、全部注をつけて、

Consolidated Treaty Series として編集した。

めでたい本を整理し終つてこなしたが、とりやがへども  
の一一一一卷が、彼のハネルギーのモリヨーメンツのた  
るゝも残念むじへ外せない。

彼がやり残した出書として、British International Law  
Cases 九卷、Commonwealth International Law Cases  
十卷、Index of British Treaties があり、Halsbury's Laws  
of England の第三回 Foreign Relations Law として、  
その全部を取扱うるの著述を残せたいた矢先に、彼の死去  
である。

心から彼の冥福を祈りやう。